

いじめ対応マニュアル

私たちが大切にしたい教育

みんなのしあわせを創る杉並の教育

平成 27 年 8 月策定

令和 8 年 4 月改訂

杉 並 区

目次

1	いじめの対応.....	1
	(1) いじめの未然防止に向けた対応.....	1
	(2) いじめの発見（疑いがある場合を含む）.....	1
	(3) 管理職への報告.....	1
	(4) 学校いじめ対策委員会等の開催.....	2
	(5) 解消に向けた対応.....	2
	(6) いじめの解消.....	4
	(7) 定期的な経過観察・確認の実施.....	4
2	いじめを知る.....	5
	(1) 定義に基づく確実ないじめの認知.....	5
	(2) 学校いじめ対策委員会を核とした対応.....	5
	(3) 組織として、問題意識・課題意識をどう高めるか.....	7
3	いじめを防ぐ.....	7
	(1) 子どもが安心して生活できる学級・学校風土の創出.....	7
	(2) 教職員の意識向上と組織的対応の徹底.....	8
	(3) いじめを許さない指導の充実.....	8
	(4) 子どもが主体的に行動しようとする意識や態度の育成.....	8
4	子どもを見つめる.....	9
5	具体的な対応.....	9
	(1) いじめを受けた子どもに対して.....	9
	(2) いじめを行った子どもに対して.....	10
	(3) 傍観したり周囲にいたりした子どもに対して.....	11
	(4) 関係する子どもの保護者に対して.....	12

(5) 家庭・地域・関係機関等との連携.....	13
(6) 教育委員会との連携.....	14
(7) デジタル機器やインターネットに関するいじめ.....	14
6 いじめ重大事態発生時の対応.....	17
(1) 重大事態について.....	17
(2) 重大事態発生の報告等.....	17
(3) 調査の実施.....	18
(4) 調査結果の説明等について.....	18
(5) 調査結果の公表等について.....	18
(6) 区長による再調査について.....	19
(7) 再発防止に向けた取組について.....	19
7 組織的ないじめ対応の事例.....	20
(1) 事例の概要.....	20
(2) 事態の経緯及び対応.....	20
(3) 本事例について.....	22
8 参考資料.....	23

1 いじめの対応

～いじめの発見から組織的な対応まで～

いじめ（いじめの疑いがある場合も含む）を発見した場合、その状況等を適時適切に管理職（校長、副校長）に報告し、一人で抱え込まず組織的な対応を図ります。

また、情報共有とその後の的確な対応に資するよう、以下の（２）～（６）の取組を通して「いつ、どこで、だれが、なぜ、何を、どのように」といった視点から、必ず記録を取り、全教職員が確認できる方法でファイリングしておきます。

<いじめ対応の手順>

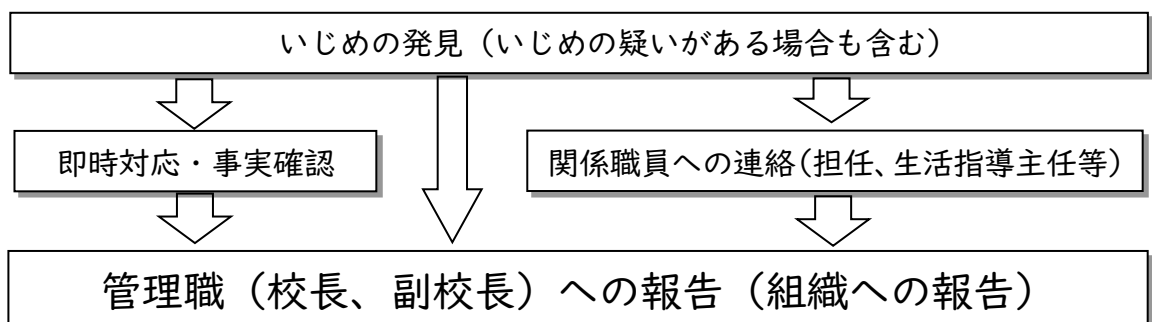
（１）いじめの未然防止に向けた対応 → 「**3 いじめを防ぐ**」

- 子どもが安心して生活できる学級・学校風土の創出
- 教職員の意識向上と組織的対応の徹底
- いじめを許さない指導の充実
- 子どもが主体的に行動しようとする意識や態度の育成

（２）いじめの発見（疑いがある場合を含む） → 「**4 子どもを見つめる**」

- 子どもからの訴え・報告 ○保護者からの訴え・申し出 ○地域からの情報
- 教職員の気付き ○いじめを把握するためのアンケート

（３）管理職への報告



※いじめを発見した場合は様々な対応が発生するが、その都度、速やかに管理職（校長、副校長）へ確実に報告・相談する。

※いじめに限らず、重大な人権侵害を含む行為の中には、被害を受けた児童・生徒に対して伝えずに対応する必要がある場合もあることに留意する。

（４）学校いじめ対策委員会等の開催 ※ 必ず会議録を作成する。

校長は、いじめの発見後、「学校いじめ防止基本方針」に基づいて設置した「学校いじめ対策委員会」を速やかに開催する。メンバーには学校のスクールカウンセラーを必ず加えておき、いじめの実態・緊急性に応じて、スクールカウンセラー以外にも必要な人選をし、状況に応じて柔軟な対応を図る。

また、状況に応じて学校問題対応支援係（CEDAR）に相談し連携を図る。

学校いじめ対策委員会
※いじめ防止対策推進法第22条に基づき、学校が設置した組織



校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生活指導主任、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、SC等
※必要に応じてスクールサポーター、SSW等も加える。

（５）解消に向けた対応

正確な事実に基づき、解消に向けた手だてを「学校いじめ対策委員会」で協議し、対応方針等を決める。その方針等については、全教職員が共通理解し、組織的に問題解決を図る。

ア 対応方針

- 緊急性（自殺、不登校、脅迫、暴行等の危険度、情報拡散の状況等）を確認し、子どもの安全を最優先とする。
- その段階で把握している情報をもとに、対応方針（いつ、だれが、どのように対応するのか）を決め、全教職員に周知する。その際、留意すべきことを確認する。

イ 事実関係の把握 ※ 「事実確認」と「指導」を区別する。

- すでにある記録といじめを把握するためのアンケートの内容等から、聞き取りによって確認すべき内容を明確にする。

○関係者への聞き取りは複数の教職員で、被害・加害・関係する子どもを個別に、可能な限り同時進行で行う。

○聞き取った情報（発生日時、場所、内容等）を一元化し、「いじめの背景」「子どもの心理」等を含むいじめの全体像を把握する。

ウ 役割分担 → 「5 具体的な対応」

- いじめを受けた子どもからの聞き取り調査と支援（複数対応）
- いじめを行った子どもからの聞き取り調査と指導（複数対応）
- 傍観したり周囲にいたりした子どもと、学級や学年等の集団全体への指導
- 保護者への報告及び対応

エ 深刻ないじめ問題及びいじめによる重大事態が発生したときの対応

→ 「6 いじめ重大事態発生時の対応」

- 教育人事・指導課 学校問題対応支援係（CEDAR）への報告
- 関係諸機関（杉並区内警察署、子ども家庭支援センター、児童相談所、医療機関、学校法律相談担当弁護士等）への連絡

オ 教育委員会による、いじめを行った子どもへの出席停止措置

いじめ防止対策推進法第26条では、区市町村教育委員会は、いじめを受けた子どもが安心して教育を受けられるようにするために、学校教育法第35条1項の規定に基づき、いじめを行った子どもの出席停止を命ずる等、速やかに講ずるものとするとしている。

この措置は、いじめの状況等に応じて、学校と相談・協議の上、教育委員会が講じるものである。

【出席停止措置までの流れ】

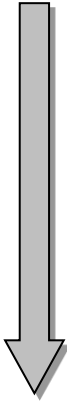
○出席停止について

- ・学校教育法第35条に、区市町村の教育委員会に出席停止の権限が定められている。
- ・出席停止は懲戒ではなく、学校の秩序を維持し、他の児童・生徒の義務教育を受ける権利を保障する観点から設けられた制度である。「性行不良」であることと、「他の児童・生徒の教育の妨げがある」ことが繰り返し行われることを要件としている。

○出席停止を実施する際の学校の留意点

- ・いじめ防止対策推進法第23条4項では、いじめを行った児童・生徒について、いじめを受けた児童・生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等のいじめを受けた児童・生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる、とあり、まずは、個別学習を行うこと等が考えられる。
- ・それでもやむを得ない場合は、杉並区教育委員会が出席停止措置を講じることとなる。

(6) いじめの解消



いじめを受けた子ども・保護者に対して、苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

【いじめ解消の判断基準】

- いじめの行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続していること
- いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

(7) 定期的な経過観察・確認の実施

いじめはなくなっても、そこにいる人間関係の構成が変わらなければ、いじめが再発する可能性がある。いじめを繰り返さないためにも、いじめを受けた子ども、いじめを行った子どもを継続的に観察していく必要がある。

ア 観察経過

いじめが解決した後、いじめを受けた子ども、いじめを行った子どもの人間関係を継続して観察する。

イ 定期的な確認

- スクールカウンセラーを活用したいじめを受けた子どもへの配慮
- 学校いじめ対策委員会等を活用したいじめを受けた子どもについての情報交換

2 いじめを知る

～いじめ対応の基本的な考え方～

(1) 定義に基づく確実ないじめの認知

- 「いじめ」かどうかは、いじめを受けた子どもの側に立って判断する

いじめ防止対策推進法第2条第1項「いじめ」の定義

- ・ 行為をした者（A）も、行為を受けた者（B）も児童生徒であること
- ・ AとBの間に一定の人間関係があること
- ・ Aの行為がBに対して心理的または物理的な影響を与えていること
- ・ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

現行の法による「いじめ」は、行為を受けた子どもの「主観」が全てです。行為が軽微であったとしても、その子どもが心身の苦痛を感じていれば「いじめ」です。

- 教員の主観で子ども同士の「トラブル」と判断してはいけない

学校では、子ども同士の「トラブル（もめごと）（いざこざ）（いさかい）」は日常的に起こります。仲のよい友達同士の間で起きたことでも、その中で誰かが苦痛を感じていれば、「トラブル」ではなく「いじめ」として対応します。

- 教員の先入観が「いじめ」を見逃すこともある

教室の中に漂う雰囲気や違和感は、教員が常に問題意識をもたない限り察知できませんが、経験のある教員でも一人の見立てには限界があります。ですから、問題意識を組織で共有し、多角的な視点から指導に結び付けることが大切です。

(2) 学校いじめ対策委員会を核とした対応

- 対応方針の決定と保護者への伝達

学校は、「いじめ」や「いじめの疑いがある状況」を認知したら「学校いじめ対策委員会」を開催し、対応方針を協議して決定します。その後、双方の保護者に対して「学校いじめ防止基本方針」の趣旨と、決定した対応方針を丁寧に説明します。

○ 「いじめ」を受けた子どもの安全確保

学校は「いじめ」を受けた子どもの安全確保を最優先にしなければなりません。保護者との共通理解の下に、スクールカウンセラーとの面談や登下校時の付き添い、休み時間の見守り等、「いじめ」を受けた子どもに寄り添い、教職員全員で「いじめ」を受けた子どもを守り抜く姿勢を明確にします。

○ 確実な事実確認の実施

学校は「いじめ」の解決に向けた指導を子どもに行う前に、当該の「いじめ」の事実を確認します。この事実確認のための調査は、対応方針の一つとして「学校いじめ対策委員会」で実施方法等を協議して決定するものです。調査の方法には、関係の子ども、教職員、保護者等からの聞き取りや、いじめを把握するためのアンケートの確認等があります。

○ 「謝罪させる」指導だけでは「いじめ」の解決にも再発防止にもならない

調査を行って「いじめ」の行為が明らかになったら、「いじめ」を行った子どもへの指導と、その保護者への事実の説明等を行います。また、その結果について、「いじめ」を受けた子どもとその保護者へ説明し、理解と協力を得て謝罪の場を設ける等の対応をします。その際、謝罪の場を設けて終わりではなく、互いの子どもが安心して学校生活を送ることができるように、次の点に留意します。

- ・「いじめ」を受けた子どもの保護者に対して

子どもの安全確保、心理的ストレスや不安の解消についての説明 等

- ・「いじめ」を行った子どもの保護者に対して

いじめの行為を行う背景を踏まえた指導、家庭での指導の依頼 等

◎相手の心の痛みに関心させることで内省につなげる

いじめを行った子どもには、いじめを受けた子どもの立場、辛さ、悔しさを考えさせることが大切です。具体的な場面を振り返らせながら、自分が相手の立場であればどう感じたかを想像させます。相手の心の痛みへの共感性を育て、子どもの内省につなげます。

(3) 組織として、問題意識・課題意識をどう高めるか

例えば、下校時に、いつも一緒に帰る子どもたちと離れ、廊下を一人で歩く子どもの様子を見かけたとします。そこで、教職員の多くが「いつもと違う。何かあったのか。」と感じ、すぐに「どうしたの。」と声をかけることができる学校は、組織としての児童生徒理解、課題の把握ができていけると言えます。

◎校内の組織的な指導体制が機能しない場合に考えられる原因

- ・子どもの理解の不足（限られた視点、情報のみで子どもを見ている）
- ・学校の指導方針の共通理解不足（教員間、学年間で指導方針がそろわない）
- ・教員間のコミュニケーション不足（教員同士の意思疎通や実践の機会が少ない）
- ・教員の力量に頼る指導が中心
（教員個々の判断、対応に終始し、抱え込みを容認している）

3 いじめを防ぐ

～いじめの未然防止に向けて～

「いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こりうる」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むことが大切です。

(1) 子どもが安心して生活できる学級・学校風土の創出

- 子どもが主体となった魅力ある授業の実現
- 豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導
- 自己肯定感や自尊感情を高める指導（「居場所づくり」と「きずなづくり」）
- よりよい社会を築こうとする意識や態度を育む指導
- 子どもと教職員の信頼関係の構築
- 教育相談コーディネーターを中心とした、校内における教育相談機能の充実

(2) 教職員の意識向上と組織的対応の徹底

- コミュニケーションを図りやすい職場づくり
 - 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解と保護者、地域への周知
 - 「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化と定例開催
- ※「学校いじめ対策委員会」は毎月、教育委員会へ報告するいじめ発生件数等の確認を行う。
- ※「学校いじめ対策委員会」は、様々な状況により全委員を招集せず開催することも考えられる。その際は、記録を基に必ず会議の内容を委員に共有する。
- 「特別支援教育校内委員会」や「生活指導部会」における情報共有
 - 年3回以上の「いじめに関する研修」の実施
 - P D C Aサイクルによる取組の評価と「学校いじめ防止基本方針」の改訂

(3) いじめを許さない指導の充実

- いじめが許されないことを啓発する学校環境づくり
- 年3回以上の「いじめに関する授業」の実施
- 弁護士等を活用した「いじめ防止授業」の実施
- S O Sの出し方に関する教育の推進

(4) 子どもが主体的に行動しようとする意識や態度の育成

- 互いに認め合う態度を育む取組
- 子ども同士が話し合い、合意形成や自己決定ができるようにする取組
- 取組の推進役を担うことができるリーダーの育成
- 児童会・生徒会活動による取組
- ふれあい（いじめ防止強化）月間における学校、保護者、地域、関係機関の連携による取組の推進

4 子どもを見つめる

～【参考資料】教職員向けチェックリストの活用～

いじめ問題を解決するためには、いじめの兆候にいち早く気づき、早期の対応を図ることが大切です。資料に挙げたのは、子どもからの注意しておきたいサイン例です。これらの視点から子どもを見つめ、「何かおかしい」と思ったら迷うことなく、個人面談や様々な情報収集を行うとともに、学年集団等で情報を共有し、組織的に取り組みます。

5 具体的な対応

(1) いじめを受けた子どもに対して

どんな理由があっても、徹底していじめを受けた子どもの立場に立って対応します。教師は聞き役に徹して、いじめを受けた子どもの辛い気持ちを理解するように努めます。

また、家庭と連携して子どもを丁寧に見守るとともに、子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、個人面談やいじめを把握するためのアンケート、生活ノート等を通して継続的に支援することが大切です。

<対応のポイント>

- ① 最も信頼関係のある教職員（担任等）が対応し、最後まで絶対に守るという意志を、いじめを受けた子どもや保護者に伝える。
- ② 子どもの意向を汲みながら、安心して学校生活を送るための具体的なプラン（教室での見守りや登下校の方法、校内巡視指導等）を立てる。
※ 一時的避難として、いじめを受けた子どもを別室登校させる場合も考えられるが、別室登校等の指導は、いじめを行った子どもや観衆であった子どもに対して内省を促すために必要な措置とすべきである。
- ③ 心のケアや登下校、休み時間の見守り等、具体的な取組を教職員で分担する。
- ④ 医療や福祉等の関係機関と連携して、いじめを受けた子どもへの支援を行う。
- ⑤ 当該の子どもと保護者に対して、学校の取組の経過等を定期的に伝える。

<継続的な支援>

- ① 個人面談やいじめを把握するためのアンケート等を定期的に行い、生活ノートを確認するなどして、いじめの状況の改善等、不安や悩みの解消に努める。
- ② 自己肯定感が回復できるよう、授業や学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。
- ③ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による教育相談等を活用し、いじめを受けた子どもの継続的な心のケアに努める。
- ④ 定期的に家庭と連絡を取り、学校や家庭での様子について情報交換しながらきめ細かに経過観察を行う。

(2) いじめを行った子どもに対して ※「調査」と「指導」は分けて行います。

いじめを行った子どもに対しては、まず、いじめを行った動機や気持ちを丁寧に聞くことが大切です。学校での友人関係や家庭環境に変化があるのではないかなど、いじめを行った子どもの背景に細心の注意を払いながら、いじめの全体像を把握します。その上で「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で指導し、いじめを受けた子どもが安心して学校生活を送れることを最優先に取り組みます。

<対応のポイント>

- ① 聞き取りを行った内容について確認し、動機や気持ちを徹底的に聞く。(必ず複数の教職員で対応し、何があったのか、どんな行動をとったのか、いつごろからか、どんな時に、どこで、誰と、どんな気持ちで、何が気に入らなかったのかなどを確認しながら記録し、内容に齟齬や異論がないか確かめる。)
- ② 強引な聞き取りにならないよう配慮し、相手の心の痛みと今後どのように行動するかを考えさせ、自分のとった言動を反省して謝罪することができるよう導く。
- ③ 当該の子どもがいじめを受けた子どもの辛い気持ちを理解しない場合は、家庭や関係機関等とも連携し、様々な面から繰り返し粘り強く指導することにより、精神的な成長を促す。
- ④ 「恐喝」や「暴行・傷害」等の刑法に触れる犯罪行為については、速やかに警察と連携する。また、いじめを受けた子どもの安全が確保できない場合は、別室指

導等の措置も視野に入れた指導を行う。

- ⑤ 必要に応じて個別指導を行うための別室指導や懲戒（事実行為としての懲戒を含む）を検討する。

<継続的な指導・支援>

- ① いじめを行った子どもの気持ちを受け止め、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、区教育相談等を活用し、いじめを行った理由や欲求不満等を取り除くように継続的な指導・支援を行う。
- ② 生活ノートや個人面談、いじめを把握するためのアンケート等を通して、いじめを行った子どもの成長を確認し、継続的に観察していく。
- ③ 授業や学級活動等を通じて、自己肯定感や規範意識が向上できるように指導・支援していく。
- ④ 校内において他の子どもと異なる場所で特別の指導計画を立てて指導することが有効であると判断される場合、教育委員会や保護者の十分な共通理解のもと、学校全体でその体制をつくる。

※ いじめを行う子どもは、相手の心の痛みを理解していない場合が多い。ロールプレイング（役割演技）等を通して、相手の気持ちに気付かせる指導・支援も考えられる。

(3) 傍観したり周囲にいたりした子どもに対して

いじめは、いじめを受けた子どもと、いじめを行った子どもだけの問題ではなく、周囲の子どもの態度によって助長されたり、抑止されたりします。当事者だけでなく、周囲にいる傍観者の存在が大きいことを子どもに理解させるため、様々な教材を活用し、いじめを受けた子どもの気持ちを考えさせる指導が必要です。

<対応のポイント>

- ① いじめを周りではやしたてる行為はもちろん、見て見ぬ振りをする行為も、いじめを深刻化させることにつながる行為であり、いじめを行う子どもと同じであることを確実に指導する。

※ いじめの事実を告げることは、「チクリ」等というものではなく、辛い立場にいる人を救うことであり、人間として当たり前の行動で、人権と命を守る立派な行為であることを認識させる。(インターネットを通じて行われるいじめを含む)

- ② 道徳教材等を活用し、思いやりの心や正義感が育つように指導する。
- ③ 「命」を大切にす教育を推進し、豊かな心が育まれるように取り組む。
- ④ 子ども自らが、児童会・生徒会活動等を通して、いじめの防止や解決に取り組めるように支援する。

<継続的な対応>

- ① 学級活動や学校行事等を通して、いじめの問題を自分の問題として考えさせ、自己理解や仲間意識・連帯感が深まるように指導する。
- ② いじめが解決したと思われる場合でも、十分に注意を払い、継続して指導を行っていく。
- ③ いじめを把握するためのアンケートの定期的な実施など、子どもの実態をきめ細かく把握する。
- ④ いじめを許さない集団づくりに取り組む。

※望ましい人間関係を形成する力を養うための活動として、異年齢集団による活動やソーシャルスキルトレーニング等の活動も考えられる。

(4) 関係する子どもの保護者に対して

保護者は子どもがいじめを受けていても、いじめを行っていても、事実を知ることによって辛い気持ちになります。保護者に連絡する際、事実確認や指導の方針を確実に伝え、理解してもらうために、丁寧に説明することが大切です。

<対応のポイント>

いじめを受けた子どもの保護者に対して

- ① 家庭訪問等により、その日のうちに事実関係を伝える。
- ② 子どもを徹底して守り通すことを伝えるとともに、できる限り不安を除去する。
- ③ 学校の今後の対応について合意形成を図る。

いじめを行った子どもの保護者に対して

- ① 迅速に連絡し、いじめの事実を正確に説明する。
- ② 指導方針を事前に伝えるなどして、理解を得るとともに、保護者と連携した指導体制の構築に向けた助言を行う。

両者に対して

- ① 不安なことや気にかかることがあれば、すぐに学校に連絡するようにお願いします。
- ② 解決した後も面談又は保護者会等で定期的に学校の様子を報告する。
※ スピーディーな対応は早期の解決につながる一方で、曖昧な情報を含んだ情報提供により、保護者間での争いが生じることもあり得ます。正確な情報共有に努めるとともに、確認中であることは「確認中」として明確に伝え、調査の協力に理解を得るようにすることが、関係調整には重要です。

(5) 家庭・地域・関係機関等との連携

<保護者への連絡と協力要請>

- ① 「学校いじめ防止基本方針」の内容について、年度初めの保護者会や文書等で保護者に対して伝えるとともに、いじめ問題に関する情報等を必要に応じて提供し、いじめの未然防止及び早期対応に関する協力についてお願いします。
- ② いじめ問題をなくすためには、周りの子どもや保護者が当事者意識をもって、関心を抱くことが不可欠であることを啓発するため、保護者会や学校運営協議会等の場において、学校・保護者・地域・関係者等の情報交換や意見交換の機会を設けるための熟議の場を設ける。
- ③ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについてあらかじめ保護者等に対して周知する。

<地域との連携>

いじめ対策保護者会、PTA 役員会、学校運営協議会、「学校サポートチーム」等の開催、支援依頼等により、関係者との連携を密にしながら、必要に応じて情報を共有するとともに、問題解決にあたる。その際は、個人情報の取り扱いに留意し、必要な人選を行うようにする。

(6) 教育委員会との連携

学校は、認知したいじめについて「学校いじめ対策委員会」で確認し対応を協議するなどして、毎月、発生件数等を教育人事・指導課 学校問題対応支援係（CEDAR）に報告します。また、事案の内容や状況によっては、いじめを発見した後、速やかに学校問題対応支援係（CEDAR）に相談し連携を図ります。（※）

※ 学校は、以下の内容について把握をした時点で、教育人事・指導課学校問題対応支援係宛てに電話等で報告する。

おおむね一週間程度の欠席がある児童・生徒のうち、「病気」や「経済的理由」を除き、主に以下の理由に当てはまる者

- ・ いじめの被害の情報や相談があった
- ・ 友人関係をめぐる問題の情報や相談があった
- ・ 教職員との関係をめぐる問題の情報や相談があった
- ・ あそび、非行に関する情報や相談があった

さらに、学校として法的な視点からの助言が必要と判断した場合は、学校法律相談の弁護士に相談します。

(7) デジタル機器やインターネットに関するいじめ

いじめ防止対策推進法上のいじめの定義に基づき、インターネットを通じて行われるいじめを含め、学校の人間関係を踏まえて行われるいじめに対して適切な対応をとる必要があります。また、近年は生成 AI 等を利用した合成画像による加害行為や、盗撮を含む人権侵害につながるデジタル機器の利用が容易になっていることから、日頃より対応方法について校内で確認するとともに、事案発生時は慎重かつスピーディーな対応が求められます。

<対応の留意点>

- ・ 写真加工による他者の名誉毀損・侮辱・肖像権侵害は、未成年でも成立し得る。
- ・ デジタル機器やインターネットに関するいじめ被害は、性被害を伴う可能性があるものも少なくない。こうした被害を確認した場合、被害を受けた子どもに事実を知らせることで二次被害につながることもあることも踏まえ、被害を知らせずに対応することもあり得ることに留意する。

- ・ SNS 等での拡散は、被害拡大の可能性が高く、速やかな削除対応が重要である。
- ・ 学校は「安全配慮義務」および「人権侵害の防止義務」を負う（教育活動における生徒の安全確保責任）。
- ・ スマートフォンや SNS 利用は家庭での管理が中心となるため、学校と保護者が連携して指導を行うことが不可欠である。学校は、事案発生時に「保護者へ適切な情報共有を行うこと」と「家庭での指導の協力を求めること」が必要であり、これも生徒指導の一環として位置付けられる。

<対応の手順>

事実確認

- ① 関係教員・管理職が迅速に情報を収集し、写真の内容・加工の仕方・共有範囲・悪質性を確認する。
- ② 使用された端末やネット上の状況を子どもや保護者からのヒアリング等により確認し、証拠の保全を行う。※CEDARに一報を入れ、必要に応じて警察と連携する。
- ③ 警察によらず、学校で事実確認をする必要が生じた場合、関係する子どもに丁寧に話を聞き、事実を記録に残す。

いじめを受けた子どもの安全確保

- ① 被害児童・生徒の心身の状態を最優先でケアするため、相談しやすい大人を確認し、教育相談体制を整える。必要に応じてスクールカウンセラーの支援を案内する。
- ② 保護者へ速やかに事実を説明する。
- ③ 共有された写真や投稿を削除させ、拡散防止の措置を取る。

いじめを行った児童・生徒への対応

- ① 行為の問題点（人権侵害・名誉毀損・肖像権侵害の可能性）を指導する。
- ② 写真・データの削除を確実に実施させる。
- ③ 保護者へ状況を説明し、家庭での指導協力を依頼する。
- ④ 必要に応じて個別指導を行うための別室指導や懲戒（事実行為としての懲戒を含む）を検討する。

関係児童・生徒への対応

- ① 加工に関与していなくても、拡散・共有は同様に問題行為であることを指導する。
- ② グループ全体の状況を把握し、情報のさらなる拡散を止める。

再発防止策

- ① 写真加工による他者の名誉毀損・侮辱・肖像権侵害は、未成年でも成立し得る。
- ② SNS 等での拡散は、被害拡大の可能性が高く、速やかな削除対応が重要である。
- ③ 学校は「安全配慮義務」「人権侵害の防止義務」が求められる。

画像共有や動画拡散に関するいじめについては、加害行為を行ったにもかかわらず、証拠の削除が行われることにより、事実の特定ができないことがあります。関係した子どもは、一方的に共有されたにもかかわらず、いじめの加害疑いをかけられてしまうことがあります。日頃から、不適切な画像や動画を共有された場合、画面記録によって証拠保全するよう全体指導を行うことが、未然防止や早期解決につながります。

6 いじめ重大事態発生時の対応

(1) 重大事態について

早めの一報と連携がポイント

「重大事態」は、“いじめにより重大な被害が生じた”疑い又は“いじめにより不登校を余儀なくされている”疑いがある段階を指しており、これらの疑いが生じた段階から学校は、学校問題対応支援係（CEDAR）に相談し、調査の実施に向けて動き出します。

【重大事態】とは・・・

① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

例：児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合

② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

欠席日数年間 30 日が目安。連続して欠席の場合は 30 日に達しなくても迅速に対応する。

※ 子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたとの申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対応する。その申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態発生の報告等

学校は、いじめの重大事態が発生したときは、直ちに学校問題対応支援係（CEDAR）に一報を入れ、いじめの概要と学校で把握している事実を伝えた上で、速やかに「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について」を教育委員会に提出します。

その際、学校は、学校が定期的実施しているアンケートや教育相談の記録、これまでのいじめの通報や面談の記録、学校いじめ対策委員会の会議録及び学校としてどのような対応を行ったかの記録など、重大事態の調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理を行う必要があります。

(3) 調査の実施

「杉並区いじめ問題対策委員会」は、以下のとおり調査を実施します。学校は、「杉並区いじめ問題対策委員会」が実施する調査に協力することになります。

ア 調査の趣旨

○いじめの事実関係を明確にするため、また、再発防止につなげるため

イ 調査の内容

○いつ、どこで、誰が、どのような行為を、誰に対して行ったか

○教職員はどのように対応したか、適切であったか

ウ 調査の方法・対象

<調査方法>

(ア) 聞き取り (イ) アンケート (ウ) 各種記録 など

<調査対象>

(ア) いじめを受けた子ども・いじめを行った子ども (イ) 他の子ども

(ウ) 保護者 (エ) 教職員等

(4) 調査結果の説明等について

いじめの重大事態の調査を行った場合、区教育委員会は、その調査結果を、いじめを受けた子どもと保護者に対して説明します。

また、区教育委員会は、いじめを受けた子ども・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った子ども・保護者に対していじめの事実関係について説明します。

学校は、いじめを行った子どもが抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導していじめの非に気付かせるとともに、いじめを受けた子どもへの謝罪の気持ちを醸成させ、再発防止に努めます。

(5) 調査結果の公表等について

調査結果は、原則として公表することとしますが、区教育委員会として、事案の内容や重大性、いじめを受けた子ども・保護者の意向、公表した場合の子どもたちへの影響等を総合的に考慮して適切に判断します。

区教育委員会は、いじめを受けた子ども・保護者に対して、公表の方針について説明を行います。

(6) 区長による再調査について

「杉並区いじめ問題対策委員会」が報告した調査結果を受け、教育長は、区長に当該調査報告書を提出するとともに、教育委員会定例会等において調査結果を報告します。

区長は、区長の附属機関である「杉並区いじめ問題調査委員会」に対し、当該調査結果に関する再調査を行う必要性について諮問し、「杉並区いじめ問題調査委員会」は、その諮問に応じて答申します。区長はこの答申を受け、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めたときは、速やかに「杉並区いじめ問題調査委員会」に再調査を行わせ、その調査の結果を公表します。

なお、学校は、区長による再調査についても可能な限り協力するとともに、再調査の結果も踏まえて再発防止に努めます。

(7) 再発防止に向けた取組について

学校は、調査により明らかにされた事実に対し誠実に向き合い、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組めます。

また、全教職員の共通理解のもと、子どもたちの安全を守ることを最優先としながら、事案の再発防止に向けた迅速な対応が必要となります。「これまで行ってきた学校のいじめ対策の取組に問題はなかったか」「組織の体制として、不足していることは何か」等について協議し、出された改善点については、学校のいじめ防止基本方針に盛り込み、全教職員で共通理解します。

新たな事案の未然防止に向けて、組織一丸となって取り組む必要があります。

7 組織的ないじめ対応の事例

(1) 事例の概要

ア 関係児童

- 【被害】小学5年男子A（1名）
- 【加害】小学5年男子B、C、D（3名）

イ いじめの概要

- 小学5年男子Aが、同じ学級の男子B、C、Dから継続的な仲間はずれや言葉による嫌がらせを受けていると、Aの保護者から学級担任に相談があった。
- Aの保護者によると、そのいじめは、休み時間や放課後等の担任の目が届かない場面で行われているようであるとのことであった。

(2) 事態の経緯及び対応

ア いじめの発見

- 担任は保護者からの相談により、いじめの疑いがあると認識し、保護者からAの訴えや心身の状況を丁寧に聞き取るとともに、今後、学校いじめ対策委員会に報告し、組織的な対応を約束。Aからの聞き取りの実施に向けて、今後、保護者と相談の上で進めていくことを話した。
- 担任は、保護者からの相談内容を学年主任及び管理職に報告。管理職は直ちに学校いじめ対策委員会を開催した。対策委員会では、これまでに実施したアンケートや関係児童の生活の記録等を見直し、対応の方針を協議。Aの聞き取りには、Aが話しやすい教職員として現担任と前年度担任を、B、C、Dには現担任と学年主任（必要に応じて養護教諭）が聞き取りを行うことを決めた。
- 学校は、Aに対する聞き取りの方針を保護者に説明し、協議の上で、翌日、学校でAに対する聞き取りを実施することを決めた。

イ 情報共有

- Aの聞き取り後、対策委員会でAの状況を情報共有し、Aが心身の苦痛を感じていることから、いじめとして対応することを確認した。また、Aからの聞き取りにおいて、SNSによる仲間はずれの疑いも浮上したため、その内容に即してB、C、Dへの個別の聞き取りを実施し、事実関係が整理できた時点で、保護者への協力依頼を行うことを決定した。
- 学校はB、C、Dへの聞き取りの結果、言葉による嫌がらせは確認できたが、SNSでの仲間はずれ等については確認することができなかった。

ウ いじめに該当するか否かの判断

対策委員会では情報を整理し、本件の「言葉による嫌がらせ」はいじめに該当すること、また、SNSによる仲間はずれは確認できなかったものの、事実であればこの行為もいじめに該当する可能性が高いことを確認した。今後は、関係保護者に調査の結果を伝えるとともに、SNSの適正な使用を含め、学校と保護者が連携して関係児童を見守っていくことを依頼する旨の指導方針を確認した。

エ 関係保護者への報告及び謝罪と見守り

学校は、対策委員会での調査の結果を関係保護者へ報告し、言葉による継続的な嫌がらせについてはB、C、DがAに対して謝罪することができた。しかし、SNSによる仲間はずれについては関係児童・保護者ともに事実を認めることがなく、学校もそれ以上踏み込むことができなかった。現在、Aの保護者は警察へ相談し、法的手続きも検討している。

(3) 本事例について

ア いじめ防止対策推進法の視点から

- 担任は、保護者からの相談を受け、被害児童Aに対するいじめの疑いを認識した段階で学校いじめ対策委員会へ報告しています。この報告は「いじめの防止等のための基本的な方針」(文部科学省)でも速やかに行うこととされており、直ちに学校いじめ対策委員会が開催されたことによって、組織的な対応をとることに繋がっています。
- 被害児童及び加害児童からの聞き取りを、話しやすさ等を考慮して担任や学年主任を充てるなど、複数人で組織的に聞き取るようにした点は有効であると考えられます。
- 「いじめの防止等のための基本的な方針」においては、「学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す」とされています。本事案においても、Aからの聞き取りを受け、いじめと対応する方針を、学校いじめ対策委員会において決定しており、基本方針に則った対応が行われています。

イ いじめの判断の視点から

学校いじめ対策委員会において、本事例における「言葉による嫌がらせ」は被害児童Aが心身の苦痛を感じていることから、いじめ防止対策推進法の定義に基づきいじめとして認知し、対応を判断しています。加えて、SNSでの仲間はずしについても、いじめの「疑い」があるとして、いじめの可能性を考慮しながら事実関係を確認したことは、適切な対応であったと考えられます。

「いじめ対策に係る事例集(平成30年9月 文部科学省) P22.23」より

8 参考資料

教職員向けチェックリスト

1 表情・態度

- 笑顔がなく、沈んでいる。
- 視線をそらし、合わそうとしない。
- 表情がさえず、ふさぎこんで元気がない。
- 感情の起伏が激しい。
- ぼんやりとしていることが多い。
- わざとらしくはしゃいでいる。
- 周りの様子を気にし、おどおどとしている。
- いつも一人ぼっちである。

2 身体・服装

- 身体に原因が不明の傷などがある。
- 顔色が悪く、活気がない。
- 寝不足等で顔がむくんでいる。
- シャツやズボンが汚れたり破けたりしている。
- けがの原因を聞いても曖昧に答える。
- 登校時に、体の不調を訴える。
- ボタンが外れていたり、ポケットが破けたりしている。
- 服に靴の跡が付いている。

3 持ち物・金銭

- 鞆や筆箱等が隠される。
- 机や椅子が傷付けられたり、落書きされたりする。
- 鞆や靴が隠されたり、いたずらされたりする。
- ノートや教科書に落書きがある。
- 作品や掲示物にいたずらされる。
- 必要以上のお金を持っている。

4 言葉・言動

- 欠席や遅刻、登校渋りが多くなる。
- 一人でいたり、泣いていたりする。
- 忘れ物が急に多くなる。
- すぐに保健室に行きたがる。
- 休み時間に校庭に出たがらない。
- 不安げに携帯電話等をいじったり、メール・SNS等の着信をチェックしたりしている。
- 他の子どもから言葉掛けをされない。
- 教室に遅れて入ってくる。
- いつも人の嫌がる仕事をしている。
- 職員室や保健室の前でうろうろしている。
- 家から金品を持ち出す。

5 遊び・友人関係

- 遊びの中に入っていない。
- 友達から不快に思う呼び方をされる。
- 特定のグループと常に行動を共にしている。
- 付き合う友達が急に変わったり、教師が友達のことを聞くと嫌がったりする。
- 他の人の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。
- 遊びの中で、いつも鬼ごっこの鬼やサッカーのキーパーなど、特定の役割をさせられている。
- 笑われたり冷やかされたりする。
- グループでの作業の仲間に入っていない。
- よくけんかをする。

6 教職員との関係

- 教職員と目線を合わせない。
- 教職員との会話を避ける。
- 教職員と関わろうとせず、避ける。

児童・生徒向けアンケート例 1

年 組 氏名

4月から今日までのことで、当てはまる方に○を付けてください。

(学校でのことや、学校以外でのことなど、全ての時間を含みます。)

1 自分のことについて

	気になること、心配なこと、悩みごとなどについて	ある	ない
1	学校のことや友達のこと、気になることや悩んでいることがある。		
2	家族や家庭のこと、気になることや悩んでいることがある。		
3	その他のこと、気になることや悩んでいることがある。		
4	学校に行きたくないと思う。		
5	生きているのがつらいと思う。		

	いじめに関することについて	ある	ない
1	冷やかされたり、からかわれたり、悪口やいやなことを言われたりする。		
2	仲間外れにされたり、無視されたりする。		
3	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。		
4	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。		
5	お金をたかられたり、おごらされたりする。		
6	お金や物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。		
7	いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。		
8	メール、ネット、SNSなどで、嫌なことを書かれる。		
9	服を脱がされたり、恥ずかしいことをさせられたりする。		
10	その他の嫌なことをされる。		

2 周りの人のことについて(1回でもあったら「いる」に○を付けてください。)

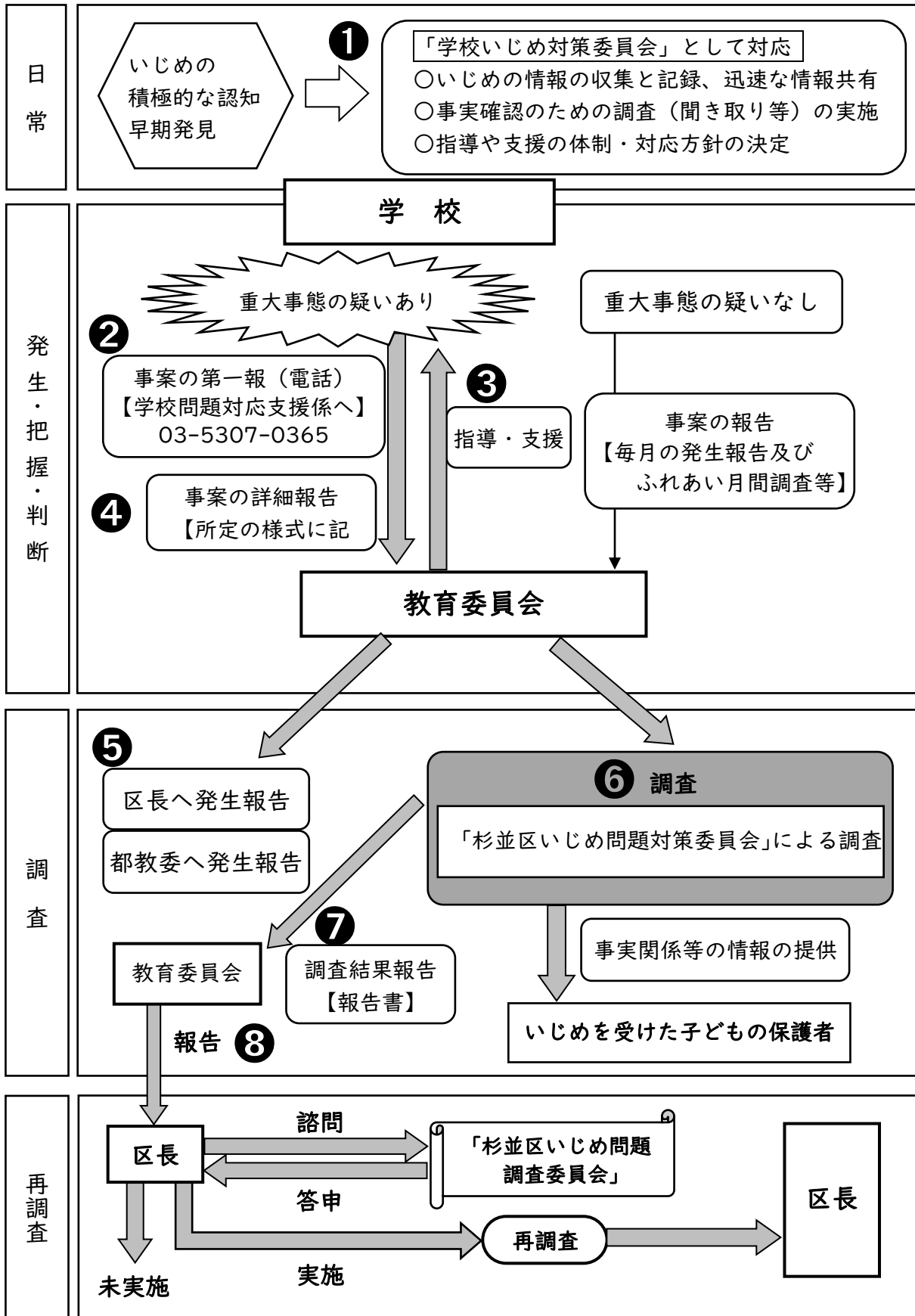
	気になること、心配なこと、悩みごとなどについて	いる	いない
1	学校のことや友達のこと、気になることや悩んでいる人がいる。		
2	家族や家庭のこと、気になることや悩んでいる人がいる。		
3	その他のこと、気になることや悩んでいる人がいる。		
4	学校に行きたくないと言っている人がいる。		
5	生きているのがつらいと言っている人がいる。		

	いじめに関することについて	いる	いない
1	冷やかされたり、からかわれたり、悪口やいやなことを言われたりする人がいる。		
2	仲間外れにされたり、無視されたりする人がいる。		
3	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする人がいる。		
4	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする人がいる。		
5	お金をたかられたり、おごらされたりする人がいる。		
6	お金や物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする人がいる。		
7	いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする人がいる。		
8	メール、ネット、SNSなどで、嫌なことを書かれる人がいる。		
9	服を脱がされたり、恥ずかしいことをされたりする人がいる。		
10	その他の嫌なことをされる人がいる。		

3 気になることや心配なことがあったら、書いてください。

4 相談したいことがある場合は、ここに○を付けてください。

いじめ重大事態対応フロー図



学校いじめ対策委員会の主な役割等（例）

項目	具体例	留意事項
委員の構成	<p><例1> 校長、副校長、教務主任、生活指導主任、進路指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、学校医等で構成する。</p> <p><例2> 生活指導連絡会、特別支援教育委員会のメンバーにスクールカウンセラーを加え、これらの会議に引き続いて「対策委員会」の会議を開催する。</p> <p><例3> 企画委員会に、必要なメンバーを加えて「対策委員会」の機能をもたせる。</p> <p><例4> いじめが認知された場合には、個々のいじめに応じて、常設の委員に、当該学年の教員や部活動の担当教員等を加えて対応する。</p>	<p>◆ 委員のメンバーに校長、副校長は不可欠である。校長に決定権があることを明確にした上で、委員長を校長とするか、他の教員とするか、各学校で定める。</p>
年間活動計画の作成、実施	<p>○ いじめ防止等の対策に係る学校の年間活動計画（校内研修、「いじめに関する授業」、教職員による個人面談、スクールカウンセラーによる全員面接、子ども対象のアンケート、保護者会での説明、子どもの主体的な活動への支援など、それぞれの実施計画）を作成する。</p> <p>○ 作成した計画が適切に実施されるよう運営を行う。</p>	<p>◆ 年間活動計画を「学校いじめ防止基本方針」の中に明記するとともに、定期的に「基本方針」が自校の実態に即しているかを点検する。</p>
定例委員会の設定	<p>○ スクールカウンセラーの勤務日に合わせて委員会を設定する。</p> <p>○ 個々のいじめやいじめの疑いの事案について、現状と対応の進捗状況を確認するとともに、今後の対応策を協議し、決定する。</p>	<p>◆ 「対策委員会」の機能と具体的な取組を明確にし、定例委員会で、いじめ防止の取組の進捗状況を確認する。</p>
情報収集、共有	<p>○ 子どもの様子で気になることがあった時、子ども間でトラブルが発生した時など、どんな小さな事例でも、「対策委員会」として教員から報告を受けるとともに、教職員間で情報を共有する。</p>	<p>◆ 教員一人ひとりが、誰にどのような手順で報告、連絡するかなどを確認する。</p>
いじめの認知	<p>○ 教員から、子どもの様子で気になることが報告された場合は、校長の方針の下、事実確認の方法を決定する。</p> <p>○ 上記確認の結果について報告を受け、当該事案がいじめであるか、いじめの疑いの状況であるか等について判断する。</p>	<p>◆ いじめが認知された場合、迅速に対応する必要があるため、校長が担任等から報告を受け、対応を指示することもあり得る。</p>
対応方針の協議	<p>○ いじめ等について、実態に基づき、早期解決に向けた対応方針を協議し、決定する。</p> <p>○ 対応方針について、学級担任等が保護者に伝</p>	<p>◆ いじめの事例ごとに、いじめを受けた子ども及びいじめを行</p>

	<p>えるとともに、保護者の意向を確認する。</p> <p>○ 学級担任は、保護者の意向を「対策委員会」に報告する。</p>	<p>った子どもと、それらの保護者に対して、誰がどのように対応するかを決定する。</p>
指導、助言	<p>○ 子どもに対して中心となって対応を行う学級担任等に、適切に助言したり、相談に乗ったりする。</p>	<p>◆ 特に、対応に当たる若手教員等に対しては「対策委員会」として、細やかに助言していく。</p>
記録の保管、引継ぎ	<p>○ 全てのいじめの事例について、「対策委員会」が定めた共通の様式等で記録を残し、他の教職員が確認できる方法により保管する。</p> <p>○ 年度が替わった場合には、学級担任等が確実に情報を引き継ぐとともに、対象の子どもが上級の学校等に進学した場合には、進学先に情報を伝える。</p>	
学校評価の実施、「学校いじめ防止基本方針」の改訂	<p>○ 年度当初に定めた成果目標に基づき、学校評価の中で、自校の取組の成果と課題を検証するとともに、評価結果を踏まえ、学校運営協議会等と連携して、「学校いじめ防止基本方針」を改訂する。</p>	<p>◆ 学校評価の評価項目には、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組（アンケート、個人面談、授業、校内研修等）の実施状況を位置付ける。</p>

学校いじめ対策委員会の内容（例）

①年度当初の第1回委員会の内容

- ・委員の構成の確認
- ・学校いじめ防止基本方針の内容の確認及び周知方法の決定
- ・基本方針に基づくいじめ防止等の対策に係る学校の年間活動計画の作成
- ・月1回以上開催する定例委員会の日程設定
- ・記録ファイルの作成及び保存
- ・前年度からの継続事案の確認（記録等の確認による引継ぎ）

②各月の月末に開催する定例委員会の内容（ふれあい月間以外）

- ・当該月に把握したいじめの確認
（各事案の内容、発生の全体件数、行為の重大性の有無等）→ 教育委員会へ報告
- ・行為の重大性ありの事案の対応方針の協議、決定
- ・子どもの様子等で気になることや、子ども間でトラブルが発生した事案などの共有

③ふれあい月間の月末に開催する定例委員会の内容

- ・「いじめを把握するためのアンケート」の内容の確認、いじめの認知
- ・各事案の対応方針の協議、決定
- ・「教員シート」の内容の確認と分析、今後の取組についての協議、決定
- ・ふれあい月間以外の月に行う、当該月に把握したいじめの確認等

④重大事態の発生等による緊急の委員会の内容

- ・その段階で把握している事案の内容を共有
- ・対応方針の協議、決定

※緊急性（自殺、不登校、脅迫、暴行等の危険度）を確認し、いじめを受けた子どもの安全を最優先とする。

※いつ、だれが、どのように対応するか、聞き取りをどう行うか等の役割分担を行い、事実確認を優先して拙速な指導と謝罪を実施しないように留意する。

聞き取りの記録様式（例）

聞 き 取 り 記 録

対象者			
対応者 (複数対応)			
聞き取り 日時	令和○年 ○月 ○○日	開始時刻	終了時刻
具体的な聞き取り内容の記録			
(「いつ、どこで、だれが、なぜ、何を、どのように」といった視点から聞き取る)			

いじめ重大事態調査における学校調査報告書（様式）

令和 年 月 日

1 学校名

杉並区立 学校

2 重大事態調査の位置付け

- ・重大事態の別 : 1号 2号 1号かつ2号 (どちらかに○を付ける)
- ・重大事態の認定日 : 令和 年 月 日
- ・教育委員会への報告日 : 令和 年 月 日
- ・区長への報告日 : 令和 年 月 日

3 調査の目的、調査組織の構成

(1) 調査の目的

(2) 調査期間 (調査の開始から終了までのスケジュールを記載)

(3) 調査組織の構成

- ・組織名 : ○○○学校いじめ対策委員会
- ・調査委員氏名及び職名

4 当該事案の概要

(1) 基礎情報 (被害児童生徒の氏名、学年、性別、状況、欠席日数等)

(2) 当該事案の概要 (調査対象となる重大事態について大まかな概要をまとめる)

5 調査の内容

(1) 調査方法 (どの方法 (アンケート、聴き取り、資料分析等) で行ったかを記載)

(2) 調査内容 (調査方法に応じて具体的にどのような調査を行ったか記載) (聴き取りや調査組織の会議を開催した日時や議論のテーマ等)

〔6〕 当該事案の事実経過

(1) 被害児童生徒の訴え（聴き取り等を通じて把握した訴えを記載）

(2) 関係児童生徒からの聴取内容（聴き取った内容を児童生徒別に記載）

(3) 当該事案の事実経過

（調査により把握した事実の経過を、学校の対応も含め時系列に沿ってまとめる）

〔7〕 当該事案の事実経過から認定しうる事実

（事実経過を踏まえ、当該事案に係るいじめの事実関係や被害児童生徒の重大な被害といじめの関係性について説明できることを記載）

〔8〕 学校の対応に係る考察

（「〔6〕 当該事案の事実経過」でまとめた学校の対応を踏まえ、課題点や改善すべき点があれば記載）

リンク集

東京都教育委員会

- ・ [生活指導ポータル（いじめ防止）](#) ([いじめ総合対策【第3次】](#)ほか掲載)
- ・ [学校問題解決のための手引](#)

杉並区教育委員会

- ・ [いじめ関連資料（校務 SPO）](#)